

タイトル：高等教育における研究倫理・研究公正

本文

信州大学の野内玲です。専門は科学哲学・科学論で、科学探求の認識論的な問題に関心があります。その一環で科学と社会の関係を検討する際、研究者倫理、研究倫理、研究公正の問題にも携わるようになりました。

研究公正の問題というと捏造・改ざん・盗用といった特定不正行為、研究不正の問題が取り上げられることが多いです。現在、これらはすでに研究者だけが意識すれば良い問題ではなく、多様なレベルの学生も含む、研究活動ひいては学術活動全体の基礎的素養になっているのではないかと考えています。このことについて、大学での研究倫理・研究公正のトレーニングが、学生の多様なキャリアに生きるということについてお話ししたいと思います。

大学生・大学院生に対しては、最近ではアカデミックライティングなど大学初年次教育の段階からレポート作成の指導がなされることもあり、リサーチ・インテグリティとアカデミック・インテグリティがシームレスに意識されてきているように思います。大学の学部生レベルでのアカデミック・インテグリティについて、文献調査と、学生実験によるレポート作成を例に挙げます。授業の課題に対し、文献を調査し、出典を付して自身の議論を展開してレポートを作成するという文法的な技術については、他人と自分の文章を区別し、オリジナリティを意識するような指導がなされます。また、ネットの情報を鵜呑みにするのではなく、複数の情報源にあたったり、原典に当たったりするという指導も必要でしょう。また物理・化学の学生実験でのレポートでは、授業時間内での実験ノートの作成について、実験データの管理、記録、保存や共同研究の進め方について指導をし、データの分析（簡単な計算機プログラミングや、定量的な考察）の指導をします。こうした指導の際に、新聞等で報じられた研究者の研究不正問題を例に示すと、学生も身近な問題として認識しやすくなっているのではないかと思います。

では、学生は大学に入って初めてからこのようなことを学ぶのかというと最近はどうでもありません。近年、中等教育の現場にも変化が訪れています。高校生の学習指導要領の改訂に伴い、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に名称が変更となりました。これまでも、主にSSH高の生徒たちが高校生向けの科学技術コンテストに参加する際、そうした一部の生徒に対して研究発表をする中で研究倫理や研究公正に関しても学習するという動きがありました。しかし、そうした一部の学生だけでなく高校生全員が何らかの形で探究活動に取り組むようになったのです。高校の課外活動やコンテストへの参加経験が、そのまま大学に入ってからレポート作成にも影響します。また、高校生から研究活動に大なり小なり関わるといことは、それを指導する立場にある高校教諭自身も指導者として、研究倫理・研究公正の知識や考え方を身につけておく必要があるということです。実際、教育学部の授業の中で、研究倫理や研究公正についての科目も設定されていると思います。

ここまでは大学に入る前と入ってから学びが研究活動と繋がっているという話でした。もちろん、将来、研究者にならない学生であっても研究活動をきちんと実施するというトレーニングは無駄にはなりません。実験や調査に基づいてデータをまとめ、レポートや論文、報告書を作成する能力は、企業や研究所に就職しても活用できます。また、企業や産業界での品質管理は、ダイレクトにその企業等の評判や経営に関わることもあり、大学等でのものよりも厳しいレベルが求められているようです。昨今は、企業の製品管理のデータ不正も報じられており、そこでは組織としての体質も絡むのですが、研究活動の現場での問題と共通するものはあるかと思えます。

以上、研究倫理・研究公正の問題は、大学等の教育研究機関は研究「者」の倫理として教職員・学生にその理解を求めているところですが、そうした区切りをあえて意識する必要はないということではないでしょうか。アカデミック・インテグリティとリサーチ・インテグリティは連続したものだと考えられます。しかし、前述した学びの過程と、研究活動は明らかに違うものです。学部生から大学院生と段階が進む中で、手助けしてもらうことを当たり前としてしまう認識から、客観的に自身の意見や仕事を他人に評価してもらうことへの意識を教育指導の中で養っていくことが大事でしょう。